

児童発達支援事業所等利用多子負担軽減給付金 支給決定後の必要書類提出について

給付までの流れ

WEB受付フォームまたは郵送にて下記①②をご提出ください。

具体的な手順については東京都福祉局のホームページをご確認ください。

<https://www.fukushi.metro.tokyo.lg.jp/shougai/nichijo/syougai/dainishimushouka.html>



WEB受付の場合、本人確認のため、後日お電話させていただきますのでよろしくお願いいたします。



ご指定の口座に給付額をお支払い（振込）いたします。
支払完了後は、東京都から支払通知書を送付いたします。

① 支払証明の提出について

■ **支払証明書又は領収書をご提出ください。**

- 事業所別の「支払証明書に事業所でサインしていただいたもの」または「領収書」のいずれかの写真をWEB受付フォームからご提出ください。（郵送の場合は写しをお送りください）
- 同封しました「児童発達支援事業等利用支援事業への協力について」をメールで各事業所に送付していますが、念のため、事業所に依頼する際にお持ちください。

※金額は事業所が東京都国民保険連合会へ提出した報酬の請求情報から記載しています。（原則この金額が支払金額になります）

※食費等の実費負担は給付金の対象外ですので、実際に事業所へお支払いした金額と異なることがあります。

② 振込口座の登録について

■ お振込する口座をご登録ください。

○ WEB受付フォームにご登録いただくか、「支払金口座振込依頼書」（様式はホームページ参照）に記入して郵送してください。

※ 振込する口座の名義が、都が給付決定した氏名と異なる場合は、委任状をご提出ください。（様式はホームページ参照）

※ 都が振込みできる金融機関は下記リンク先となりますので留意ください。

https://www.zengin-net.jp/zengin_system/member/

支払予定スケジュール

利用月	都から保護者へ 支払案内送付	保護者から都へ 支払証明書等提出	支払予定
令和5年10月	令和6年2月中旬	令和6年3月10日頃まで	令和6年5月
令和5年11月			
令和5年12月			
令和6年1月	令和6年5月中旬	令和6年6月10日頃まで	令和6年8月
令和6年2月			
令和6年3月			
令和6年4月	令和6年8月中旬	令和6年9月10日頃まで	令和6年11月
令和6年5月			
令和6年6月			
令和6年7月	令和6年11月中旬	令和6年12月10日頃まで	令和7年2月
令和6年8月			
令和6年9月			
令和6年10月	令和7年2月中旬	令和7年3月10日頃まで	令和7年5月
令和6年11月			
令和6年12月			

お問合せ先

児童発達支援事業第2子無償化コールセンター

TEL : 0120-901-644

受付時間 : 平日9時00分～17時00分